

山梨県公報

第二千五百四十六号

平成二十七年

九月二十八日

月 曜 日

目次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(五件)……………六二二

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………六二四

訓 令

○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………六二五

公 告

○平成二十六年年度における人事行政の運営の状況について……………六二五

○平成二十六年年度における人事委員会の業務の状況について……………六三七

○土地改良区役員の就任……………六四五

告 示

山梨県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

山梨県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月二十八日

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西八代郡市川三郷町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

て報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。
平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		
		平成26年	平成25年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	3,037	3,052	▲ 15
	再任用職員(常勤)	3		3
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	4	3	1
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,044	3,055	▲ 11
教育・警察部門	正式任用	10,006	10,014	▲ 8
	再任用職員(常勤)	38	23	15
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,044	10,037	7
公営企業等会計部門	正式任用	107	105	2
	再任用職員(常勤)	0	1	▲ 1
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	107	106	1
合 計		13,195	13,198	▲ 3

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成26年度)

職 種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	130	83	15	18	19	135
医 療 職	5	4	0	6	10	20
技能労務職	0	10	1	0	0	11
教 育 職	206	193	51	23	33	300
公 安 職	99	43	5	26	19	93
合 計 (構成比%)	440	333 (60%)	72 (13%)	73 (13%)	81 (14%)	559 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成26年4月1日現在、公安職については平成26年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		28	137	394	
医 療 職		0	3	8	
技能労務職		0	0	4	
教 育 職		0	92	117	
公 安 職		3	21	210	1
合 計		31	253	733	1

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	事務・事業の見直し等 退職者の増加等 業務執行体制の強化
	総務企画	577	587	▲ 10	
	税務	101	101	0	
	民生・衛生	794	802	▲ 8	
	商工・労働	271	271	0	
	農林水産	706	706	0	
	土木	573	566	7	
	小 計	3,044	3,055	▲ 11	
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	8,114	8,113	1	業務執行体制の強化 警察官の欠員補充等
	警察	1,930	1,924	6	
	小 計	10,044	10,037	7	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	0	0	0	業務執行体制の強化
	企業局	107	106	1	
	小 計	107	106	1	
合 計		13,195	13,198	▲ 3	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成26年度	H27.3.31 838,355人	475,314,070	5,826,548	116,259,005	24.5%

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	13,210	56,677,253	10,490,237	21,261,700	88,429,190	6,694

- ※1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※2 給与費は当初予算に計上された額
- ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平成26年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.3		99.9

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。
国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 338,685	円 423,263	歳 43.3	円 375,706	円 423,938	歳 44.7	円 319,518	円 423,546	歳 38.6

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	178,800円	190,300円	172,200円	184,200円
	高校卒	144,500円	154,400円	140,100円	148,500円
教育職 (小中学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
公安職	大学卒	204,500円	217,200円	200,000円	213,000円
	高校卒	172,000円	185,300円	161,500円	173,700円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,852円	315,741円	363,088円
	高校卒	217,680円	該当者なし	315,444円
教育職	大学卒	304,221円	356,678円	388,760円
	高校卒	該当者なし	224,952円	269,931円
公安職	大学卒	287,069円	331,893円	385,589円
	高校卒	251,173円	301,644円	347,115円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
9級	部長	17	0.5%	15	0.4%	16	0.5%
8級	次長	55	1.6%	54	1.6%	56	1.6%
7級	課長・参事	79	2.3%	77	2.3%	69	2.0%
6級	課長・主幹	850	24.9%	848	24.8%	720	21.2%
5級	課長補佐	461	13.5%	450	13.1%	445	13.1%
4級	主査・副主査	829	24.3%	862	25.2%	997	29.3%
3級	主任	496	14.5%	511	14.9%	570	16.8%
2級	主事・技師	363	10.6%	333	9.7%	336	9.9%
1級	主事・技師	267	7.8%	274	8.0%	190	5.6%
一般行政職職員数		3,417	100.0%	3,424	100.0%	3,399	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

(平成26年度)

区 分	山 梨 県	国
	(平成26年度支給割合)	(平成26年度支給割合)
期末手当	期末手当 6月期 1.15月分 (0.575)月分	期末手当 6月期 1.225月分 (0.65)月分
勤勉手当	勤勉手当 12月期 1.40月分 (0.825)月分 計 2.55月分 (1.40)月分	勤勉手当 12月期 1.375月分 (0.80)月分 計 2.60月分 (1.45)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H26.6.30 21.62月分 27.025月分 H26.7.1~ 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 ~H26.6.30 30.82月分 36.57月分 H26.7.1~ 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 ~H26.6.30 43.7月分 52.44月分 H26.7.1~ 41.325月分 49.59月分 最高限度額 ~H26.6.30 52.44月分 52.44月分 H26.7.1~ 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 3,466千円 23,151千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H26.6.30 21.62月分 27.025月分 H26.7.1~ 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 ~H26.6.30 30.82月分 36.57月分 H26.7.1~ 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 ~H26.6.30 43.7月分 52.44月分 H26.7.1~ 41.325月分 49.59月分 最高限度額 ~H26.6.30 52.44月分 52.44月分 H26.7.1~ 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

区 分	全 職 種
特殊勤務手当 (26年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 34.2%
	支給職員1人当たり平均支給年額 104,430円
	手当の種類(手当数) 33
	手当の名称 税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の件費費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,165,074千円
	職員1人当たり支給年額	365千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、件費費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

内 容	国の制度との異同
扶養手当 1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の 加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び 祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当 1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を 超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額	2 国と同じ
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～56,800円 (81km以上は、58,220円が限度額) ・自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～39,760円 (60km以上は42,600円が限度額) ・自転車 2km以上2,000円 (定額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円 (60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成26年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	高等学校教育職	小・中学校教育職
A		B		C		110.4	108.0
380,967 円	43.7 歳	381,987 円	45.0 歳	338,874 円	43.2 歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校 (小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部) の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等
知事	1,250,000 円
副知事	960,000 円
公営企業管理者	810,000 円
教育長	790,000 円

報酬	議長	910,000 円
	副議長	820,000 円
	議長	770,000 円
期末手当	知事	(平成26年度支給割合)
	副知事	6月期 1.325 月分
	公営企業管理者	12月期 1.725 月分
	教育長	計 3.05 月分
	副議長	(平成26年度支給割合)
	議長	6月期 1.325 月分
退職手当	副議長	12月期 1.725 月分
	議長	計 3.05 月分
	知事	(算定方式) (在職期間)
	副知事	給料月額(円) × 在職月数 × 52 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× × 38 / 100 (同一職通算)
	教育長	× × 24 / 100 (同一職通算)
		× × 23 / 100 (同一職通算)

※ 知事等については、平成27年3月31日までの間、給料等の特例減額措置により給料等に以下の割合を乗じた額を給料等から減額のうえ支給。

知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長：7%
議長：5% 副議長：4% 議員：3%

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成26年1月1日～平成26年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.1日 教育委員会（県立学校教員含む）：10.5日
警察部局：4.9日 企業局：13.6日

(2) 介護休暇の取得状況 (平成26年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2	2		
女性職員	10	10	10		
合計	12	12	12		

4 休業

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成26年度)

	平成26年度の取得者数		平成26年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
男性職員	3 1		320	1	
女性職員	187 275	24 10	187	187	
合計	190 276	24 10	507	188	

※ 「平成26年度の取得者数」欄の上段は、平成26年度に新たに取得した者、下段は、平成25年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成26年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成25年度以前に取得可能となり平成26年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成26年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(2) 自己啓発等休業の取得状況 (平成26年度)

	平成26年度の取得者数		
	大学等の 過程の履修	国際貢献 活動	合計
取得者数			0
			0

※ 上段は、平成26年度に新たに取得した者、下段は、平成25年度以前から引き続き取得している者の数

(3) 修学部分休業の取得状況 (平成26年度)

	平成26年度の 取得者数
取得者数	0
	0

※ 上段は、平成26年度に新たに取得した者、下段は、平成25年度以前から引き続き取得している者の数

5 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		131		131	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成26年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			131		131	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			131		131	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
3	2	3	1	9

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	3	2	3	1	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	3	2	3	1	9

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

6 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成26年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成26年度)

任命権者	件数
知事	7
教育長	10
警察本部長	1
公営企業管理者	0
合計	18

7 研修及び勤務成績の評定

(1) 研修実績 (平成26年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	71	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	—	
		テーマ別研修		
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	236
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	231
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	767
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	304
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	517
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するため行う研修	35		

(2) 勤務成績の評定

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成26年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(知事部局、警察部局及び企業局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成26年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,724人 教育委員会：1,362人 警察部局：1,205人 企業局：50人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,194人 教育委員会：1,066人 警察部局：694人 企業局：51人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：423人 教育委員会：60人 警察部局：260人
特定業務従事者健康診断	深夜業務(午後10時～午前5時の業務)及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：116人 警察部局：250人 企業局：17人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展(知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,148人	平成27年1月11日～1月16日	来場者数 309人 出品点数 251点	452,694円
元気回復事業(教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合 (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,982人 2,208人	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	参加者数 延 6,293人	12,128,000円 11,200,000円
職員・家族文化展(警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	1,995人	平成27年1月14日～1月19日	来場者数 398人 出品点数 50点	286,140円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成二十六年年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第四条の規定により人事委員会から平成二十六年度における人事委員会の業務の状況に
ついて報告があつたので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月11日	5月24, 25日	7月8, 9日	7月25日
上 級	6月22日	[1回目] 7月6日 [2回目] 7月26日～ 8月3日	8月21～23日	8月29日
初級・資格免許・ 学校職員	9月28日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月6, 7日	—	11月14日
民間企業等職務 経験者	9月21日	[1回目] 10月19日 [2回目] 11月1, 2日	11月23日	11月28日
警察官(第2回)	9月21日	10月4, 5日	11月17, 18日	11月28日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	55	558	329	59.0	271	55	6.0
上級	105	941	792	84.2	302	107	7.4
初級	6	49	41	83.7	19	4	10.3
学校職員	10	289	233	80.6	33	10	23.3
民間企業等 職務経験者	5	12	8	66.7	8	2	4.0
資格免許	3	3	3	100.0	3	1	3.0
警察官 (第2回)	51	586	296	50.5	246	50	5.9
合 計	235	2,438	1,702	69.8	882	229	7.4

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月28日	10月29日	—	11月14日

イ 試験の実施状況

種類	採用予定数 (人)	申込者数		受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
		A (人)	B (人)				
身障者選考	2	8	8	100.0	7	2	4.0

② その他の選考試験の実施状況

職種		採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	1回目	2	7	0	0
	2回目	4	6	4	4
獣医師 (農政)	1回目	2	8	3	0
	2回目	2	3	3	2
ヘリコプター操縦士		1	3	1	1
航空整備士		1	4	1	1

③ その他の採用選考の実施状況

一般職員						警察官		
職	部局	部局				計	警察 本部	警察 本部
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他			
部長及びその相当職		2	0	0	0	2	警視	3
課長及びその相当職		3	1	1	0	5	警部	1
課長補佐及びその相当職		0	26	1	0	27	警部補	3
係長及びその相当職		1	4	1	0	6	巡查部長	4
上記以外		11	1	1	0	13	巡查等	2
合計		17	32	4	0	53	合計	13

(3) 任期付職員

平成26年度は、一般任期付職員の採用は行わなかった。

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部 (一般)	/	/	148	33	33	21
警部 (専門)			33	8	8	2
警部補 (一般)			171	57	57	39
警部補 (専門)			15	10	10	4
巡查部長 (一般)	361	114	145	84	84	56
巡查部長 (専門)	/	/	12	7	7	5

② 選考による昇任

一 般 職 員						警 察 官		
職	部 局	一 般 職 員				計		警 察 本 部
		知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他			
部長及びその相当職		27	1	0	0	28	警 視	21
課長及びその相当職		54	10	6	1	71	警 部	19
課長補佐及びその相当職		170	48	10	9	237	警部補	12
係長及びその相当職		126	31	11	6	174	巡査部長	1
上記以外		67	6	5	0	78	巡査等	0
合 計		444	96	32	16	588	合計	53

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
385,220 円	382,160 円	3,060 円 (0.80%)
	<減額措置前の額> 384,363 円	857 円 (0.22%)

イ 公民特別給の較差

- ・ 昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.18月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.08 月	3.90 月

ウ 給与改定について

(7) 月例給

- ・ 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回ったことから、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- ・ 初任給調整手当 行政職給料表との改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定する必要がある。
- ・ 寒冷地手当 人事院勧告に準じて措置する必要がある。
地域の諸事情を考慮し、所要の経過措置を講ずる必要がある。

(イ) 特別給(期末手当及び勤勉手当)

- ・ 民間の支給割合(4.08月)との均衡を図るとともに、国家公務員の支給割合等を考慮して引き上げる必要がある。
- ・ 年間支給月数 3.90月 → 4.10月(0.2月分)

② 給与制度の総合的見直し

人事院は、地域間、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分といった課題への対応や雇用と年金の接続を踏まえ、給与制度の総合的見直しを勧告した。

本県においても、国の見直し内容を踏まえ、地方公務員法の均衡の原則や本県の実情等を考慮しながら、所要の見直しを行うこととする。

・ 内容

(7) 給料表 人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(イ) 地域手当 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師について、人事院勧告の内容に準じて見直し

を行う必要がある。

(ウ) 単身赴任手当 人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(エ) 管理職員特別勤務手当 人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

③ その他の給与上の課題

- ・ 獣医師の初任給調整手当については、他の都道府県では、優秀な人材の安定的な確保のため、支給していることから、必要性の有無について検討を行うことが必要である。
- ・ 教員給与については、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も国及び他の都道府県の状況等に注視しつつ、適切に対応していくことが必要である。
- ・ 再任用職員の単身赴任手当については、年金の段階的な引き上げに伴い、今後、再任用希望者が増加し、幅広い職域や勤務地での活用が想定されることから、国に準じて措置することが必要である。

④ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請した。

(2) 勧告

① 勧告日

平成 26 年 10 月 17 日

② 実施時期

ア 平成 26 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定

- ・ 給料表、初任給調整手当 平成 26 年 4 月 1 日
- ・ 特別給(期末手当及び勤勉手当) 平成 26 年 12 月 1 日
- ・ 寒冷地手当 平成 27 年 4 月 1 日
(所要の経過措置)

イ 給与制度の総合的見直しのための改定

- ・ 給料表 平成 27 年 4 月 1 日
- ・ 地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当 平成 27 年 4 月 1 日
※ 地域手当、単身赴任手当 国に準じて段階的に引き上げ
- ・ 給料表の切替えに伴う激変緩和のための経過措置を実施

③ 勧告内容

ア 平成 26 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定

(ア) 給料表

- ・ 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて引上げ改定すること。(改定率平均 0.24%)
- ・ 1 級の初任給を 2,000 円引き上げること。

(イ) 初任給調整手当

- ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 412,200 円とすること。
- ・ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,300 円とすること。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

・ 一般職員

		6 月期	12 月期
26 年度	期末手当	1.2 月	1.4 月←1.35 月
	勤勉手当	0.675 月	0.825 月←0.675 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.00 月	1.2 月←1.15 月
	勤勉手当	0.875 月	1.025 月←0.875 月
27 年度以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.75 月	0.75 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

・ 再任用職員

		6 月期	12 月期
26 年度	期末手当	0.625 月	0.825 月←0.775 月
	勤勉手当	0.325 月	0.375 月←0.325 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.525 月	0.725 月←0.675 月
	勤勉手当	0.425 月	0.475 月←0.425 月
27 年度以降	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.35 月	0.35 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.45 月	0.45 月

・ 特定任期付職員

		6 月期	12 月期
26 年度	期末手当	1.375 月	1.725 月←1.525 月
27 年度以降	期末手当	1.55 月	1.55 月

(エ) 寒冷地手当

- ・ 新たな気象データ（メッシュ平年値 2010）に基づき、支給地域の見直し
- ・ 改定の時期及び地域の諸事情を考慮した所要の経過措置を講ずること。

イ 給与制度の総合的見直しのための改定

- (ア) 給料表 人事院勧告における俸給表の平均 2% 引下げに準じて改定すること。
- (イ) 地域手当 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師について、人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- (ウ) 単身赴任手当 人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- (エ) 管理職員特別勤務手当 人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(3) 公務運営に関する報告

- ア 有為な人材の確保・育成
- イ 能力・実績に基づく人事管理
- ウ 職員の勤務環境の整備
 - ・ 時間外勤務の縮減
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
 - ・ メンタルヘルス対策
 - ・ 家庭と仕事の両立支援
 - ・ ハラスメント防止対策
- エ 服務規律の確保
- オ 雇用と年金の接続
- カ その他の公務運営上の課題

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与		1	1				1	1	
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	1	1	0	0	0	1	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
平成26年措第1号	教育委員会職員	給与の支給について	平成26年11月28日	棄却

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲 戒 処 分	戒告								
	減給								
	懲戒免職		1	1					1
転 任									
その他									
計	0	1	1	0	0	0	0	0	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 ・ 服務 関係	厚生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハ ラ・パワ ハラ・い じめ関係	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十七年九月二十八日

山梨県知事 後 藤 斎

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	金丸 一元	南アルプス市小笠原二百七十七	平成二十七年八月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番